

令和7年4月30日

新生児取り違えに係る調査対応について

都立墨田産院（閉院）で67年前に起きた新生児の取り違えを巡る訴訟において、東京地方裁判所が都に対し、生みの親を特定する調査を命じた判決がありました。都知事は、4月25日（金）に行われた定例記者会見で、控訴をせず、調査を始める方針を表明しました。

本日、当該案件について、都との第1回目の協議を行い、都から正式な調査協力依頼を受けました。

については、区として裁判所の判決を重く受け止め、真摯に都の調査に協力していきます。

【経過について】

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 4月21日（月） | 東京地方裁判所において判決 |
| 4月25日（金） | 都知事が定例記者会見において、判決に対し控訴せず調査することを表明 |
| 4月30日（水） | 都から区に対して調査協力依頼 |

《お問合せ》墨田区 区民部 窓口課 Tel 03-5608-6100

※ お問合せは午後6時までをお願いします。（広報広聴担当 Tel 03-5608-6220）